

指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護 重要事項説明書

〔 2025 年 4 月 1 日現在〕

1 事業者（法人）の概要

法人の名称	医療法人 好文会
代表者役職・氏名	理事長 田中 竜平
法人所在地・電話番号	埼玉県深谷市人見1975番地 048-573-0381
法人設立年月日	昭和51年11月

2 サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称等

名 称	あねとす訪問入浴
事業所番号	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 (指定事業所番号 1174601235)
所在地	〒366-0811 埼玉県深谷市人見1975番地
電話番号	048-573-0096
FAX番号	048-572-0187
通常の事業の実施地域	深谷市、熊谷市、大里郡寄居町

（2）営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで。（12月30日から1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分から午後17時まで。

（3）事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・訪問入浴介護職員の業務実施状況を把握します。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1人
看護職員 (看護師・准看護師)	・居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護サービスを提供します。 ・入浴前後の利用者の心身状況把握のため、バイタルチェック（体温、血圧・心拍数の測定など）を行います。 ・介護給付事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤6人

介護職員等	・居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護サービスを提供します。 ・介護給付事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤3人
-------	---	-------

サービスの提供は看護職員1人と介護職員2人で行いますが、内容により介護職員3人の場合もあります。（4 利用料、その他の費用の額の注釈による場合等。）

3 サービス内容

サービス区分と種類	サービスの内容
入浴の援助	居宅における入浴の援助を行い、利用者の心体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

※訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者又は家族の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいいます。）を実施することがあります。

4 利用料、その他の費用の額

ア 基本利用料

基本利用料は下記のとおりです。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

イ 加算

令和元年10月から、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定します。

令和3年4月から、初回加算を算定します。

令和3年4月から、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）を算定します。

令和4年10月から、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定します。

令和6年6月から、看取り連携体制加算を算定します。

令和6年6月から、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定します。（介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）、介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化）

（1-1）訪問入浴介護の利用料、利用者負担額（1回あたり）

※地域区分別1単位当たりの単価 10.21円（7級地）

サービス種類	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
全身入浴	1,266	12,925円	1,293円	2,585円	3,878円
清拭又は部分浴	1,139	11,629円	1,163円	2,326円	3,489円

加算	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	200	2,042円	204円	408円	612円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	44	449円	44円	89円	134円

看取り連携体制加算(死亡日及び死亡日以前30日以内に限り)	64	653円	66円	131円	196円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬 総単位数の10%	左記単位数 ×10.21円	左記の1割	左記の2割	左記の3割

※注

- 端数を切り捨てた額が自己負担額の目安となります。実際の自己負担額は1ヵ月ごとに国の定める計算方法により端数処理を行いますので、数円の誤差が生じる場合があります。
- 所定単位数とは、サービスの基本単位に各種加算を加えた総単位数のことです。

(1-2) 介護予防訪問入浴介護の利用料(1回あたり)

※地域区分別1単位当たりの単価 10.21円(7級地)

サービス種類	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
全身入浴	856	8,739円	874円	1,748円	2,622円
清拭又は部分浴	770	7,861円	787円	1,573円	2,359円

加算	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	200	2,042円	204円	408円	612円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44	449円	44円	89円	134円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬 総単位数の10%	左記単位数 ×10.21円	左記の1割	左記の2割	左記の3割

※注

- 端数を切り捨てた額が自己負担額の目安となります。実際の自己負担額は1ヵ月ごとに国の定める計算方法により端数処理を行いますので、数円の誤差が生じる場合があります。
- 所定単位数とは、サービスの基本単位に各種加算を加えた総単位数のことです。

注釈

- ※ 全身シャワー浴については全身浴と同等サービスになります。
- ※ 主治医の意見を確認したうえで、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合において、看護職員に代えて介護職員によりサービス提供を実施したとき(介護職員3人)は、利用料等は95/100となります。
- ※ 訪問時の利用者の心身の状態等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者又は家族の希望により清拭又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいいます。)を実施したときは、利用料等は90/100となります。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、通常の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり27円(税込)を請求します。ただし、管理者が必要ないと判断する場合もあり

ます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

利用日の24時間前までの連絡があった場合	無料
利用日の12時間前までの連絡があった場合	当該基本料金の50%の額
利用日の12時間前までに連絡がなかった場合	当該基本料金の100%の額

(4) その他

- ① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。
- ② 特別な入浴剤等は、利用者の負担になります。
- ③ 介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額利用者負担となります。
複写物は、1枚につき10円を請求します。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月上旬に利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

原則的に、1ヶ月分の利用料金を一括して請求する月清算です。

- ① 請求月の月上旬に、下記のいずれかの方法でお支払いください。
 - ・現金払い
 - ・事業者が指定する口座への振り込み
 - ・利用者が指定する口座からの自動振替
- ② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります）。

※償還払いの場合は、介護給付額を全額お支払いいただき、その後、領収書を添付して保険者に請求されますと利用料から利用者負担額を差し引いた額の還付が得られます。

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労

働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に容態の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- ① 相談等を受けた後、事業所は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の有無、改善の方法について、問い合わせ者又は申立者に報告します。
- ② 事業所は疑問や問い合わせ及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者にかかる不利益、差別あつかいもいたしません。
- ③ 利用に関する記録は、利用契約完結の日から2年間保存をします。

(2) 苦情相談窓口

担 当	管理者 柴崎 浩二
電話番号	048-573-0096
受付時間	午前8時30分から午後17時まで
受 付 日	月曜日から金曜日まで (12月30日から1月3日までを除く。)

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、介護保険者、埼玉県国民健康保険団体連合会などに相談・要望・苦情を伝えることができます。

深谷市役所 長寿福祉課	048-571-1211 (代)
熊谷市役所 長寿いきがい課	048-524-1111 (代)
寄居町役場 健康福祉課	048-581-2121 (代)
大里広域市町村圏組合 介護保険課	048-501-1330
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	048-824-2568 (苦情相談専用)

10 衛生管理等

- ① 事業所は、サービス提供時における感染対策に努めます。
- ② 事業所は、勉強会を開催するとともに、職員の技術向上に努めます。
- ③ サービスの提供に係る設備器具その他の用品の使用に際しては、安全及び清潔の保持に留意します。特に利用者の身体に接触する設備器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用します。

令和 年 月 日

指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県深谷市人見 1 9 7 5 番地

法人名 医療法人 好文会

代表者名 理事長 田中 竜平

事業所名 あねとす訪問入浴

説明者

印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印